

文教福祉常任委員会会議記録

日 時 令和元年6月20日(木曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第3委員会室

午前11時14分 散会

付託事件

議案第57号, 議案第59号, 議案第60号, 議案第64号中別表中歳出, 議案第65号, 報告第27号中第1表中歳出及び第2表継続費補正, 報告第28号中第1表中歳出及び第2表継続費補正, 報告第29号, 報告第30号, 報告第31号, 報告第32号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第57号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- ② 議案第59号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第60号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例
- ④ 議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算(第2号)中別表中歳出
- ⑤ 議案第65号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算(第1号)
- ⑥ 報告第27号 専決処分について(平成30年度水戸市一般会計補正予算(第7号))中第1表中歳出及び第2表継続費補正
- ⑦ 報告第28号 専決処分について(令和元年度水戸市一般会計補正予算(第1号))中第1表中歳出及び第2表継続費補正
- ⑧ 報告第29号 専決処分について(水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- ⑨ 報告第30号 専決処分について(東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例)
- ⑩ 報告第31号 専決処分について(東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例)
- ⑪ 報告第32号 専決処分について(東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例)

2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	綿引健君
委員	土田記代美君	委員	木本信太郎君
委員	後藤通子君	委員	袴塚孝雄君
委員	田口米蔵君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋葉宗志君		
保健福祉部長兼福祉事務所長	大曾根明子君	保健福祉部副部長兼福祉事務所副所長	田中誠一君
保健福祉部技監	前田亨君	福祉事務所参事兼福祉総務課長	小山忠君
福祉事務所参事兼子ども課長	柴崎佳子君	保健福祉部参事兼国保年金課長	川津英臣君
生活福祉課長	櫻井学君	障害福祉課長	平澤健一君
高齢福祉課長	野口奈津子君	介護保険課長	荻沼学君
保健センター所長	小林かおり君	保健所準備課長	小林秀一郎君
消防長	小泉直紀君	消防次長	石川隆君
消防本部参事	鈴木豊君	消防本部参事	小林光宏君
北消防署長	大内康弘君	南消防署長	勝村俊則君
消防総務課長	箕輪重美君	火災予防課長	櫻井祐一君
消防救助課長	青木剛君	救急課長	石田宏一君
教育長	本多清峰君	教育部長	増子孝伸君
教育委員会事務局教育部参事	橋義孝君	教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長	三宅修君
教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長	鈴木功君	教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長	菊池浩康君
総合教育研究所長	萩谷孝男君	学校管理課長	鎮目英俊君
学校保健給食課長	大和敦子君	学校施設課長	和田英嗣君
生涯学習課長	野澤昌永君	歴史文化財課長	白石嘉亮君
中央図書館長	松本崇君	総合教育研究所副所長	小川佐栄子君

6 事務局職員出席者

議事課長	永井誠一君	書記	嘉成将大君
------	-------	----	-------

午前10時 1分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから文教福祉委員会を開会いたします。

それでは、議事に先立ちまして、議会改選後、執行部の皆さんが出席しました最初の委員会でございますので、この際、委員並びに執行部の自己紹介をお願いしたいと思います。

初めに、私から自己紹介をさせていただきます。

おはようございます。

このたび文教福祉委員会の委員長の大任を拝しました鈴木宣子でございます。委員会の議事をしっかりスムーズに進めてまいりたいと思いますので、執行部の皆様、また、委員の皆様におかれましては、どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

○綿引副委員長 おはようございます。

前期に引き続き副委員長を拝命いたしました綿引でございます。スムーズな委員会運営に努めてまいりますし、鈴木委員長を支えてしっかりと頑張ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鈴木委員長 それでは、前列の委員さんからお願いいたします。

○後藤委員 おはようございます。

このたび水戸市議会議員に初当選いたしました後藤通子と申します。どうぞよろしくお願い致します。

○土田委員 おはようございます。

日本共産党水戸市議団の土田です。今2期目に突入させていただきました。1期目4年間、ずっと総務環境委員会でしたので、文教福祉委員会はゼロから学ばせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

○田口委員 田口でございます。

1年ぶりに戻ってきましたが、議員生活の中で通算4度目の文教福祉委員会ということで、少しでもベテランに近づければと、努力したり勉強させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○木本委員 改めて文教福祉委員会に戻ってきました木本でございます。よろしくお願いします。

○袴塚委員 このたび改選で当選しました袴塚でございます。文教福祉はふなれでございますので、皆さんの御指導をいただきながらしっかり勉強してまいりたいと、このように思っています。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 次に、執行部から順次お願いいたします。

○大曾根保健福祉部長兼福祉事務所長 おはようございます。

保健福祉部長の大曾根でございます。よろしくお願い致します。

○田中保健福祉部副部長兼福祉事務所副所長 保健福祉部の副部長の田中でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○前田保健福祉部技監 昨年、県庁を退職いたしまして、保健福祉部技監を拝命いたしました前田でございます。保健所開設に向けまして、公衆衛生分野の準備を進めております。よろしくお願い致します。

○小林保健所準備課長 保健所準備課長の小林でございます。よろしくお願い致します。

- 小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 福祉総務課長の小山でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 小林保健センター所長 保健センター所長の小林でございます。よろしく願いいたします。
- 柴崎福祉事務所参事兼子ども課長 子ども課長の柴崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 川津保健福祉部参事兼国保年金課長 国保年金課長の川津でございます。よろしく願いいたします。
- 櫻井生活福祉課長 生活福祉課長の櫻井でございます。よろしく願いいたします。
- 平澤障害福祉課長 障害福祉課長の平澤でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 荻沼介護保険課長 介護保険課長の荻沼です。よろしく願いいたします。
- 野口高齢福祉課長 高齢福祉課長の野口と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 小泉消防長 消防長の小泉でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 石川消防次長 消防次長の石川でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 鈴木消防本部参事 参事の鈴木でございます。よろしく願いいたします。
- 小林消防本部参事 同じく参事の小林でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 大内北消防署長 北消防署長の大内でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 勝村南消防署長 南消防署長の勝村でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 箕輪消防総務課長 消防総務課長の箕輪でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 櫻井火災予防課長 火災予防課長の櫻井でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 青木消防救助課長 消防救助課長の青木でございます。よろしく願います。
- 石田救急課長 救急課長の石田と申します。よろしく願いいたします。
- 本多教育長 教育委員会教育長の本多清峰と申します。よろしく願い申し上げます。
- 増子教育部長 教育部長の増子でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 橋教育委員会事務局教育部参事 教育部参事の橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 萩谷総合教育研究所長 総合教育研究所長の萩谷と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 三宅教育委員会事務局教育部参事兼教育企画課長 教育企画課長の三宅と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 鈴木教育委員会事務局教育部参事兼幼児教育課長 幼児教育課長の鈴木功と申します。どうぞよろしく願います。
- 菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 放課後児童課長の菊池浩康と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 小川総合教育研究所副所長 総合教育研究所副所長の小川と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 鎮目学校管理課長 学校管理課長の鎮目英俊と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 大和学校保健給食課長 学校保健給食課長の大和敦子でございます。どうぞよろしく願いいたします。
- 和田学校施設課長 学校施設課長の和田と申します。よろしく願いいたします。
- 野澤生涯学習課長 生涯学習課長の野澤と申します。どうぞよろしく願いいたします。
- 白石歴史文化財課長 歴史文化財課長の白石でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○松本中央図書館長 中央図書館長の松本と申します。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

次に、当委員会の担当書記を御紹介いたします。

○永井議事課長 担当書記の永井と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○嘉成書記 同じく担当書記の嘉成と申します。よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 以上で紹介は終わりました。

次に、お諮りいたします。当委員会における着席の位置につきましては、現在御着席のとおりとさせていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第57号ほか10件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、まず執行部に提出議案等の説明を求め、次に、順次質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第57号ほか10件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次、提出議案等の説明をお願いします。

初めに、議案第57号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

菊池参事兼放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 おはようございます。

それでは、議案第57号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案書①の9ページをお開き願います。

市議会議案第57号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童課提出の資料にて御説明させていただきます。

1の改正理由につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、放課後児童支援員の資格に係る規定の改正が必要となるため、関係規定の整備を行うものです。

2の改正内容につきましては、2ページの新旧対照表をごらん願います。

改正内容は2点ございます。

1点目は、左側の現行の欄の第8条第3項において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと規定しておりますが、右側の改正（案）の欄に記載のとおり、都道府県知事の次の網掛け部分、地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の長、いわゆる政令指定都市の長を認定資格研修の実施主体として追加するものです。

2点目は、同条第5号において、放課後児童支援員の資格要件に該当する者として、左側の現行の欄では、学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、その他の課程を修めて卒業した者と規定しておりますが、右側の改正（案）の欄に網掛けで記載のとおり、当該学科または当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含むこととするものです。

提出資料の1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

また、参照条文を3ページに記載しておりますので、後ほど御参照願います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、議案第59号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

櫻井火災予防課長。

○櫻井火災予防課長 おはようございます。

議案書①13ページをお開き願います。

市議会議案第59号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例について、消防本部火災予防課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由につきましては、住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が平成31年2月28日に公布されたことに伴いまして、水戸市火災予防条例の一部を改正するものでございます。

2の主な改正内容につきましては、住宅用防災警報器などの設置を免除するものとして、特定小規模施設用自動火災報知設備を追加するほか、規定の文言を整理するものでございます。

一例を申し上げますと、通常、一般の住宅には住宅用火災警報器が設置義務となっておりますが、平成30年6月15日に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊に関する法令が施行され、300平方メートル未満の住宅を民泊として使用する場合には、ホテルなど同様の規制となる建物となります。その場合、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置しなければなりません。その設備を設置した場合には、住宅用火災警報器の設置が免除となることを規定するものでございます。

なお、2ページ、3ページに新旧対照表を、4ページに今回の改正根拠となりました参照条文を、5ページに特定小規模施設用自動火災報知設備の概要を掲載してございますので、後ほど御参照願います。

資料の1ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第60号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明

願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の15ページをお開き願います。

市議会議案第60号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

議案第60号参考資料をごらんください。

初めに、1、改正理由につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に対する保険料の軽減措置を拡充するため、関係規定の整備を行うものでございます。

次に、2、改正内容でございます。

(1)保険料の軽減対象年度としましては、令和元年度及び令和2年度の保険料でございます。

(2)保険料の軽減対象者等につきましては、住民税非課税世帯にある方の年額保険料をごらんの表のとおり軽減いたしますが、具体的な軽減の内容につきましては、ページを返していただきまして、2ページにて御説明いたします。

2ページをお願いいたします。

一番上の1、介護保険料基準額に対する割合ということで、保険料段階、今回第1から第3段階までの方が軽減の対象となっております。

本来の割合は、介護保険の基準額7万8000円に対して、第1段階の方については0.5を掛けた数値、第2、3段階については0.75となっておりますが、平成27年度から30年度におきましては、先行しまして第1段階の方が0.45と0.05軽減されておりました。これを令和元年度からは、第1段階が0.375、第2段階が0.625、第3段階が0.725にするものでございます。

数字がかなり端数になっておる理由につきましては、令和2年度からさらに第1段階、第2段階、第3段階、それぞれ0.3、0.5、0.7にするという国の方針がございまして、その中間の数字が今回は採用されているというような状況でございます。

2の保険料段階別介護保険料でございます。

水戸市につきましては、保険料段階、12段階で徴収させていただいております。こちら太枠の第1段階、第2段階、第3段階が、それぞれ世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階につきましては、前年の公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方、第2段階につきましては、合計所得金額等の合計が80万円を超え120万円以下の方、第3段階につきましては、合計所得金額等の合計が120万円を超える方ということで規定させていただいております。

これが、第1段階の方が現在3万1,800円のところが、改正後の年額保険料は5,160円軽減した2万6,640円、第2段階につきましては、5万3,040円から8,760円軽減されました4万4,280円、第3段階につきましては、5万3,040円から1,680円軽減されました5万1,360円とするものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

期別ごとの実際にお支払いになる金額について御説明いたします。

3, 令和元年度における低所得者の保険料軽減のイメージということでございまして、まず初めの第1段階の方につきましては、介護保険料は年間6期に分けて納付をいただいております、第1から第3期までが5,300円ということになっておりますが、これが4期以降10月から1,720円軽減された3,580円ということで推移していくものでございます。

同じように、第2段階につきましては、第4期の10月以降2,920円軽減の5,920円、第3段階につきましては、4期以降560円、期ごとの保険料が軽減するような形となっております。

それでは、もう一度、1ページ目をお願いいたします。

3, 施行期日につきましては、令和元年10月1日でございます。

また、資料につきましては、4ページに新旧対照表、5ページから6ページが参照条文となっておりますので、あわせて御参照願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の43ページをお願いいたします。

市議会議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,012万8,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を1,277億4,012万8,000円とするものでございます。

なお、本議案につきましては、先ほど説明いたしました議案第60号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例で御説明差し上げました低所得者に対する保険料の軽減措置を拡充するため補正措置を講じるものでございます。

詳細につきましては、議案書②の令和元年度補正予算に関する説明書で御説明をいたします。

議案書②の4ページと5ページをお願いいたします。

歳出になります。歳出、3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢福祉費につきましては、保険料軽減に係る費用に充当するため、一般会計から介護保険会計への繰出金を追加補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、議案第65号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 議案書①の45ページをお開き願います。

市議会議案第65号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、予算の総額232億2,800万円に変更はなく、議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）と同様に低所得者に対する保険料の軽減措置を拡充するため補正措置を講じるものでございます。

詳細につきましては、議案書②の令和元年度補正予算に関する説明書で御説明をいたします。

議案書②の 8 ページ, 9 ページをお願いいたします。

初めに, 歳入でございます。最上段の欄でございます。

1 款保険料, 1 項介護保険料, 1 目第 1 号被保険者保険料につきましては, 保険料軽減の対象となる 65 歳以上の被保険者の保険料を減じまして, 次の 7 款 1 項 1 目一般会計繰入金により補填するものでございます。

次に, ページを返していただきまして, 10 ページ, 11 ページをお開きください。

歳出でございます。歳出につきましては財源補正でございますが, 特定財源でございます第 1 号被保険者保険料から一般財源でございます一般会計繰入金に財源を変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に, 報告第 27 号 専決処分について (平成 30 年度水戸市一般会計補正予算 (第 7 号)) 中第 1 表中歳出及び第 2 表継続費補正について, 執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは, 議案書① 47 ページ, 報告第 27 号 専決処分について御説明いたします。

平成 30 年度水戸市一般会計補正予算 (第 7 号) につきましては, 48 ページでございます別紙をお開きください。

国による平成 30 年度第 2 次補正予算を活用いたしまして, 総額 2 億 9,900 万円の増額補正を行うものです。

詳細につきましては, 議案書④平成 30 年度補正予算に関する説明書 4 ページ, 5 ページをお開きください。

歳出, 10 款教育費, 2 項小学校費, 3 目小学校建設費につきましては, 2 億 9,900 万円の増額でございます。内容につきましては, 説明欄, 小学校施設設備整備事業費として 1 億 4,000 万円, 上大野小学校長寿命化改良事業費として 1 億 5,900 万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして, 6 ページ, 7 ページをお開き願います。

2, 継続費調書につきましては, 上大野小学校長寿命化改良事業において, 国の予算を活用いたしまして平成 30 年度に前倒しすることから, 年割額の変更を行うものでございます。なお, 総事業費の変更はございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 次に, 報告第 28 号 専決処分について (令和元年度水戸市一般会計補正予算 (第 1 号)) 中第 1 表中歳出及び第 2 表継続費補正について, 執行部から説明願います。

和田学校施設課長。

○和田学校施設課長 それでは, 議案書① 51 ページ, 報告第 28 号 専決処分について御説明いたします。

令和元年度水戸市一般会計補正予算 (第 1 号) につきましては, 52 ページでございます別紙をお開きください。

報告第 27 号において御説明いたしましたとおり, 平成 30 年度補正予算に前倒し補正した費用総額 2 億 9,900 万円を減額補正するものです。

続きまして、議案書⑤令和元年度補正予算に関する説明書につきましては、後ほどお目通し願いたいと思います。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、報告第29号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①の55ページをお開き願います。

報告第29号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、56ページの別紙のとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、保健福祉部国保年金課提出の文教福祉委員会資料により御説明いたします。

1の改正理由は、地方税法施行令が平成31年3月29日に一部改正され、国民健康保険税の課税限度額及び軽減措置が改正されたことに伴いまして、水戸市国民健康保険税条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容でございますが、1点目は、令和元年度分からの国民健康保険税の基礎課税分に係る課税限度額を58万円から61万円に引き上げたものでございます。

2点目は、世帯の所得に応じて保険税の均等割額及び平等割額について7割、5割、2割の軽減措置を講じておりますが、このうち令和元年度分の保険税から5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者一人につき加算すべき金額を27万5,000円から28万円に、2割軽減では、被保険者一人につき加算すべき金額を50万円から51万円に引き上げ、軽減措置の拡充を図ったものであります。

3の施行期日は、平成31年4月1日としたものでございます。

参考といたしまして、平成31年度（令和元年度）からの保険税率等と、ページを返していただきまして2ページに、軽減判定所得を記載してございますので御参照願います。

さらに、3ページ、4ページに新旧対照表を、5ページ、6ページに参照条文を記載してございますので、お目通し願います。

なお、処分日が改元前の平成31年3月29日のため、議案書①の別紙及び委員会資料の新旧対照表中の元号は平成と表記しておりますので御了承願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、報告第30号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

小山参事兼福祉総務課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 それでは、議案書①の57ページをお開き願います。

報告第30号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付け

の特例に関する条例の一部を改正する条例について、58ページの別紙のとおり平成31年3月29日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

改正の内容につきましては、福祉総務課提出の参考資料により御説明いたします。

初めに、1の改正理由につきましては、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令及び水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、専決処分により条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容につきましては、2ページの新旧対照表で御説明いたします。

第2条第1項中、平成31年3月31日を政令の施行により平成32年3月31日に改め、申し込み期限を1年間延長したものでございます。

次に、網掛けとなっている貸付利率及び保証人に関する規定につきましては、これまで東日本大震災による特例として3%の利子を1.5%、保証人を立てる場合には無利子としておりましたけれども、3月議会で議決をいただきました水戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正によりまして、利子は1.5%、保証人を立てる場合には無利子と同一となったことから、特例で決まったということで、この規定を削除するものでございます。

また、特別令第14条第8項については、政令の改正により削除となったものでございます。

1ページに戻っていただきまして、3の施行期日につきましては、平成31年4月1日としたものでございます。

なお、処分日が改元前の平成31年3月29日のため、議案書①、別紙及び新旧対照表の元号は平成と表記しておりますので、御了承願いたいと思います。

また、3ページに参照条文を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

○鈴木委員長 次に、報告第31号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、執行部から説明願います。

川津参事兼国保年金課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 議案書①59ページをお開き願います。

報告第31号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、60ページの別紙のとおり処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。

内容につきましては、保健福祉部国保年金課提出の文教福祉委員会資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、令和元年度におきましても、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示区域等の対象地域における被保険者に係る国民健康保険税の減免措置に対する財政支援が延長されたことに伴いまして、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正したものでございます。

2の改正内容のうち、(1)の保険税の減免対象年度は、平成31年度（令和元年度）分とするものでござ

います。

(2)の保険税の減免対象者等につきましては、帰還困難区域等及び上位所得層を除く旧避難指示区域等に住所を有していた納税義務者といたします。なお、平成30年度中に新たに避難指示区域等が解除された地域がないことから、減免の対象者は前年度と同様となっております。

また、上位所得層につきましては、国の基準に合わせて世帯の属する被保険者の平成30年中の所得金額から基礎控除額33万円を控除した基準所得額の合計額が600万円を超える世帯とするものでございます。

減免の対象者等の詳細につきましては、裏面の避難指示区域の概念図により御説明いたします。

保険税の減免の対象地域は、概念図の赤色、黄色、青色及び灰色に塗られている地域となっております。

このうち、平成31年4月1日現在も避難指示区域となっている区域は、帰還困難区域の赤色の区域、居住制限区域の黄色の区域、避難指示解除準備区域の青色の区域でございます。この区域に住所を有していた被保険者につきましては、平成30年中の基準所得金額にかかわらず令和元年度分の保険税が免除となります。また、灰色の地域は、平成29年4月1日までに避難指示区域等が解除された区域でございます。この区域に住所を有していた方につきましては、平成30年中の基準所得金額の合計が600万円以下の場合に令和元年度分の保険税を減免するものでございます。

資料の1ページにお戻りいただきまして、(3)の申請期限は平成32年(令和2年)3月31日とするものでございます。

(4)の経過措置といたしまして、平成30年度末に被保険者資格を取得したこと、いわゆるさかのぼり転入等によりまして平成30年度分の保険税を令和元年度に課税となった場合についても、減免の対象とするものでございます。

3の施行期日は、平成31年4月1日とするものでございます。

また、3ページから5ページに新旧対照表を、6ページに参照条文を記載しておりますので、お目通し願います。

なお、処分日が改元前の平成31年3月29日のため、議案書①、60ページの別紙及び委員会資料の新旧対照表中の元号が平成と記載しておりますので御了承願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 次に、報告第32号 専決処分について(東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例)について、執行部から説明願います。

荻沼介護保険課長。

○荻沼介護保険課長 続きまして、議案書①の61ページをお開き願います。

報告第32号 専決処分について御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、次の62ページにあります別紙のとおり平成31年3月29日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、介護保険課提出の参考資料により御説明いたします。

報告第32号参考資料をごらんください。

初めに、資料の1、改正理由でございますが、令和元年度におきましても、福島原発事故に伴います介護保険料の減免措置に対する国の財政支援が延長されたことに伴いまして、専決処分により関係条例の一部を改正したものでございます。

以下、2の改正内容及び3の施行期日につきましては、先ほど説明のありました国民健康保険税の減免と同様の取り扱いとなりますので、説明は省略させていただきます。

資料につきましては、ページを返しまして2ページに避難指示区域の概念図、3ページから4ページが新旧対照表、5ページが参照条文となっておりますので御参照願います。

なお、本専決処分につきましても、処分の日が改元前の平成31年3月29日のため、議案書①、別紙及び資料の新旧対照表中の元号は平成と表記しておりますので御了承願います。

説明は以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第57号 水戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 議案第57号で2つ質問します。

1つは、改正内容の(2)のほうにある専門職大学の前期課程を修了した者を追加するという点に関してお聞きするんですけども、今現在これの対象となる専門職大学というのは、まだ余りないのかは思うんですけども、水戸市の場合、この先の見込みというか、専門職大学というのが、これからどの程度加わってくるような感じと見ていらっしゃるのかを教えてください。

○鈴木委員長 菊池放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

専門職大学の今後の見込みということでございますけれども、現時点におきましては、国内で専門職大学は2件、それから、専門職の短期大学が1件という状況でございます。それで、水戸にかかわる部分でこの先見込みがあるのかということにつきましては、現時点では把握しておりません。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 ありがとうございます。

私も、このせつかく資格基準がきちんと決まってきて歓迎されている中で、国としてはまた規制緩和に向かっているところを心配しているために、この件をちょっとお聞きしているんですけども、もう一つ、結局、支援員さんがなかなか確保できないというのは資格とかそういう問題ではなくて、待遇とかそういう条件の問題ではないのかと私たちは思っているわけです。

それで、水戸市の支援員さんの中で、正規の職員さんとしていらっしゃる方が何名いらっしゃるのかというのが1つと、あと、この専門的な資格を持った方が市内の開放学級に確実に配置されているのか、今の現状を教えてください。

〔「条例改正だからね、これね。条例改正から余り逸脱することについては、次回の委員会でやってもらわなきゃならないよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 じゃ、答えられる範囲でお願いいたします。

菊池放課後児童課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 ただいまの土田委員の御質問にお答えいたします。

今回の条例改正に関係あります資格の部分でございますけれども、現在、水戸市のこの研修受講の実績としては、130人の方が受講を修了している状況でございます。

それから、職員の身分につきましては、嘱託員という身分になっております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 すみません、確認なんですけれども、放課後児童支援員は、今言ったこういう専門職大学を卒業した者か、研修を受けた者ということですね。違うのこれ、また別なんだ。ごめんなさい、第8条第3項には、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと、そこに政令指定都市が加わりましたと、プラス、この大学の前期課程を修了した者ということ、この2つがないとなれないというのか、説明をお願いします。

○鈴木委員長 菊池課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 木本委員の御質問にお答えいたします。

提出資料の2ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表でございます、この中に第8条第3項に放課後児童支援員は次の各号のいずれかに該当する者であつてという表現がありまして、(1)から(4)までが略、それから(6)から(10)までが略ということになっております。(1)から(4)までは、条例の全文を記載しておりませんで申しわけないんですけれども、(1)が保育士の資格を有する者、あるいは(2)が社会福祉士の資格を有する者、それから、教員免許を持っている者等々ございまして、それから、高等学校を卒業であっても2年以上放課後児童健全育成事業に従事した者、あるいは、そういった学歴がなくても5年以上従事した者、そういった方が幅広く支援員として資格を有するとされております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 なるほどね、そういう人がなれるということですね。わかりました。

この研修というのは、そもそもどういった内容なんですか。

○鈴木委員長 菊池課長。

○菊池教育委員会事務局教育部参事兼放課後児童課長 研修の内容でございます。

現在は、都道府県知事が実施しております。その内容といたしましては、16課目24時間の研修を行っております。

内容といたしましては、放課後児童健全育成事業の理解、あるいは、子どもを理解するための基礎知識、それから、放課後児童クラブにおける子どもの育成支援等々、放課後児童支援員として必要となる知識を習

得する研修となっております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、議案第57号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第59号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例について、質疑のある方、発言を願います。

田口委員。

○田口委員 この一部を改正する条例で、ちょっとお聞きしたいことがあります。参考資料で自動火災報知設備というのが、これまでは感知器から受信機へ送るといような説明があります。それに対して、この特定小規模火報というのが受信機の設置を必ずしも要さないというふうに書いてありますが、これは設備的なもので、その火災の警報を知らせるに当たっては、どちらがいいということなんですか、これは。変わりはないけれども、簡易なものという感じなんですか、これは。この内容等について、ちょっとお願いします。

○鈴木委員長 櫻井課長。

○櫻井火災予防課長 ただいまの田口委員の質問に対してお答えいたします。

通常の自動火災報知設備の警報につきましては、受信機で火災を感知しまして、各階に置いている非常ベルのところから音を出して警報を発するという設備になるんですけれども、この特定小規模火報については、感知器そのものから、火事ですといような警報を出すといような設備警報の仕方の違いがございます。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 そうすると、この機器というものは以前からあって、今度新たにこれを認めますよということなんですか。それとも、新しくできた機種なので、これを追加したということ。で、価格の面とか、それを設置するに当たっての経費等については、どのくらいかということ、それから、この参考資料の中に小規模施設がいろいろありますね、カラオケボックスから、先ほどは民泊等もありましたけれども、この設置の状況というか、これについては確認するので当然入っているかと思うんですが、その状況等についても。

〔「改正点をもう一回説明したほうがいいよ」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 じゃ、櫻井課長、すみません、改正点についても一度説明をしながらお答えをお願いいたします。

○櫻井火災予防課長 改正点につきましては、住宅宿泊事業法、いわゆる民泊の法令が昨年6月に施行されて、これに伴いまして、今回住宅の部分に特定小規模火報というものの設置義務が生じたわけなんですけれども、それに伴って、従来からあった住宅用火災警報器の設置義務から設置を免除しますよという改正になります。

それから、この設備につきましては以前からあった設備でして、この資料にもございますように、カラオケボックスやホテル等につけられるものだったものを、今回の改正によりまして、民泊の住宅の部分に設置が可能となったものでございます。

それから、価格につきましては、この無線式の連動型ということで、1個当たりの感知器の値段につきましては1万円から1万5,000円という設備となっております。

それから、この特定小規模施設用自動火災報知設備の設置状況につきましては、以前からの施設でありますカラオケ、ホテル、病院等の設備に、現在のところ102施設の建物に既に設置をされている状況になっております。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第59号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第60号 水戸市介護保険条例の一部を改正する条例について、質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 1点だけ質問いたします。

この軽減措置によって影響する世帯の数、そして、減額の規模を教えてください。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 介護保険の今回の軽減の拡大による世帯というお話なんですが、介護保険につきましては個人に賦課されているものでございまして、私どもは今回、全体の被保険者7万1,500人に対しまして2万3,000人ほどの方が対象、おおよそ3分の1の方が影響を受けるかなというふうに考えております。

また、額につきましては、こちらは補正予算のほうにもあるんですが、今回の軽減拡大で1億2,000万円ほどの軽減をするようなことになっております。よろしくお願います。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 わかりました。2万3,000人で、今回でふえるのはどのくらいになるということですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 今回ふえますというか、第1段階の方につきましては本来標準保険料から0.5の軽減をするところが、0.45というのが既にもうやっつけてございまして、その方たちが1万3,600人ほどいらっしやいまして、この方がさらに軽減されると。あと、今回新たに第2段階、第3段階の方が拡充されましたので、第2段階の方につきましては5,000人弱、第3段階につきましては4,600人弱の方が軽減されるものと見込んでございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

木本委員。

○木本委員 この2万3,000人が対象ということなんですけれども、第1段階で①、②、③とあるじゃないですか。その③で、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の者、これは実際どういった方なんですか。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 確かに、全体の被保険者に占めます割合は2割の方なんですけど……

○木本委員 第1段階の。

○荻沼介護保険課長 第1段階の方。で、やはりかなり収入的には困難な方というふうに——ちなみに生活保護受給者の方についても、この段階に入っておりますので……

○木本委員 だから、その違いってあるの。

○荻沼介護保険課長 ということで、どういう方といますのは、やっぱりそういうわけで合計所得金額等の合計が80万円以下の方ですので、かなり生活的には難しい方かなというふうに……

〔「生活保護世帯を除いたら何人ぐらいいるのかを言えばいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○木本委員 80万円以下といたら、もう生活保護世帯なんじゃないのかなと。

○荻沼介護保険課長 ちなみに、生活保護世帯の方も基本的には保険料をお支払いいただくような形になっておりますので……

〔「それを除いた生活保護世帯じゃない方は、いるのかいないのかということの説明をすればいい」と呼ぶ者あり〕

○荻沼介護保険課長 申しわけございません。生活保護世帯の方は、ちょっと今日は数字を持ち合わせておられないんですけども、数百人いるというふうには記憶しております。申しわけございません。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第60号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第64号 令和元年度水戸市一般会計補正予算（第2号）中別表中歳出について、質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、議案第64号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第65号 令和元年度水戸市介護保険会計補正予算（第1号）について、質疑のある方、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、議案第65号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第27号 専決処分について（平成30年度水戸市一般会計補正予算（第7号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、質疑のある方、発言を願います。

田口委員。

○田口委員 平成30年度から31年度にかけての補正のことですよね。専決処分の報告第27号。説明されたとおり、国の補正予算に伴うということでの国庫補助金の前倒しをしたということの計上だということでありましてけれども、当初予算から見れば31年度の当初の予算は同じであるということ、前倒しの予算が確保というか取れたので、この30年度の補正を入れて31年度も補正して減額したということによろしいんですよね。

それで、そういうことであれば、この予算の額は同じにしても、予算執行に当たってというのには変化が出るんですか、こういう場合。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、事業費自体はトータルで変わりませんので、スケジュールのほうも変わらずに進めていく予定です。

〔「違う。予算を組みかえたことによって、仕事の変化はねえべというの」と呼ぶ者あり〕

○和田学校施設課長 変化はございません。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 予定どおりの計画で進めていくということなんです、この令和元年度はね。そうすると、この項目を見ますと、上大野小学校長寿命化改良事業、それから、千波小学校トイレ大規模改造工事、これはかなりの額、これトイレ工事のみでこれだけかかるのでしょうか。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

便器の取りかえだけではなく、老朽化した配管ですとか、それに係る内装関係のほうも含めまして1億4,000万円の事業費となっております。

○鈴木委員長 田口委員。

○田口委員 最後にちょっと確認したいんですけども、トイレの洋式化ということで水戸市は進めているところではありますけれども、この千波小学校が始まりますけれども、洋式、和式っていずれもあるわけだけども、それを洋式化ということなんですけれども、和式は一部残すんですけど。それとも、全面洋式なんですって、それだけちょっと確認します。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 アンケート等をとった結果、和式の要望も一部ございましたので、各学校に男女の便所の箇所に、基本的には1個ずつ残す予定で今整備のほうを考えております。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 これはトイレはトイレで計画的にやっていると思うんですけども、これは計画自体が基本は校舎だと思ったんですが、これは体育館はやるんですけど。

○鈴木委員長 和田課長。

○和田学校施設課長 体育館のほうは大規模な工事に伴って洋式化のほうは図っていくという流れでございます。

○鈴木委員長 木本委員。

○木本委員 じゃ、これ、トイレはトイレで計画をやっているじゃないですか。基本的には、そこにはいわゆる校舎以外は含まれないということが前提——含まれる場合はないんだ。わかりました。予算が余ればやっていただいても結構なんだと思って。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第27号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第28号 専決処分について（令和元年度水戸市一般会計補正予算（第1号））中第1表中歳出及び第2表継続費補正について、質疑のある方、発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第28号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第29号 専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 今回、課税限度額の引き上げということなんですけれども、私も初めてなので、この間、何度も引き上げがされてきたと伺っていますけれども、経過を少し説明していただきたいのが1点です。

それと、今回の引き上げで影響を受ける世帯数はどのくらいになるのかということと、今回の引き上げによる影響額、負担がふえる額はどのくらいなのかというのを教えてください。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の今回の課税限度額の引き上げがされましたけれども、これまでの引き上げの経緯ということでございますけれども、平成27年度以降の推移で申し上げますと、平成27年度が前年度から4万円引き上げとなりまして85万円、28年度が同じく4万円引き上げとなりまして89万円、29年度は据え置きのみでございます、30年度が4万円引き上げとなりまして93万円となっております。

続きまして、2点目の今回の課税限度額の改正に伴い影響を受ける世帯数でございますけれども、令和元年度の保険税がまだ確定しておりませんので、平成30年度の課税状況から見てみますと、改正後の課税限度額に達する世帯数は、平成30年度と比べまして56世帯減りまして、621世帯になるものと見込んでございます。

3点目の引き上げに伴う影響額でございますけれども、こちらにつきましても、平成30年度の状況から見てみますと、調定額で約1,950万円の増額となる見込みでございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第29号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第30号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する災害援護資金の貸付けの特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

ございませんか。

袴塚委員。

○袴塚委員 貸し付けの前例があるとすれば、返済の状況というのはあるのかなのか、それだけすみません。

○鈴木委員長 小山課長。

○小山福祉事務所参事兼福祉総務課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

東日本大震災の貸し付けにつきましては、これまで60件ほどの貸し付け対象者がおりまして、平成29年度から返還が始まっているところなんですけれども、現在のところ9名のうち3名ほどちょっと滞納

しているというか、返納がおくれているというような状況でございます。

○鈴木委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 災害に遭われて、そしてこちらに来て生活をしているという方ですから、当然ながら返済がなかなかスムーズにいかないという方もおいでになるというふうに思うんですね。しかし、一応貸し付けですから、丁寧な対応をしながら、しっかりと継続されるようなそういう状況をつくっていただきたいと、これは要望だけしておきます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第30号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第31号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 今この対象になられている方というのは何世帯ぐらいいらっしゃるのかと、あと、幾らぐらいの減免がされているのか、数字を教えてください。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 土田委員の御質問にお答えいたします。

1点目の対象者数ということでございますけれども、平成30年度は減免の対象となった世帯数は19世帯でございます。令和元年度の見込み世帯数といたしましては、現在のところ13世帯というふうに見込んでございます。

それから、減額の見込み額でございますけれども、30年度につきましては、約125万円の減額という状況でございました。令和元年度につきましては、約100万円の減額になる見込みというふうに考えてございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 土田委員。

○土田委員 13世帯に減ったのは、転出とかそういうことですか。

○鈴木委員長 川津課長。

○川津保健福祉部参事兼国保年金課長 平成30年度に比べまして、令和元年度の対象世帯数が減った要因といたしましては、市外に転出された方、あるいは、国民健康保険から被用者保険、いわゆる社会保険ですね、そちらに加入された世帯がいらっしゃるというふうなことでございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第31号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第32号 専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方、発言を願います。

土田委員。

○土田委員 同じくこちらは今対象の方が何人いらっしゃるのか、幾らぐらいの減免がされているのかの数字をお願いします。

○鈴木委員長 荻沼課長。

○荻沼介護保険課長 現在、対象となる方は16人いらっしゃいます。

軽減の額につきましては、昨年度が94万6,570円ということでしたので、今年度も同じような金額で推移するものと見込んでございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、報告第32号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で提出議案等についての質疑は全て終了いたしました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の文教福祉委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時14分 散会